

佐倉市人権施策推進指針

《すべての市民が人権を保障する地域づくり》

1 人権の尊重が大切にされる地域づくり＜共通事項＞

- （１）人権意識の高揚と啓発
- （２）人権重視の行政
- （３）相談・協力・連携体制

2 一人ひとりがもっとも大切な自分自身を実現するために＜個別事項＞

- 子ども
- 高齢者
- 障害者
- 女性・男性
- 外国人市民
- 同和地区住民

＜平成９年９月策定＞

はじめに

いま、世界が大きく変わろうとしています。人類は「対立」から「共存」へというあゆみを模索しはじめました。21 世紀に向けて人間として「共存」を選択することが、人間の「安全」と「豊かさ」を実現するうえで、不可欠の条件であることを確認することになったのです。

こうした人類の選択を実現するための最低条件が、すべてに「基本的人権」が保障されなければならない、という簡単な事実でした。国際連合が近年急速に人権関係の条約を整備しようとするなかで、今では 23 にのぼる国際条約が存在します。しかし一方で、これらの国際条約の批准国が多くない、という現実もあります。

この理由は単純なところにあります。地球的規模で経済環境が作られている現代にあっても、「平等」が普遍的に実現されていないからです。

しかし、地域社会に生きている私たちは、この地域社会で「差別」をなくし「共存」のための「平等」を作っていくことができることを知っています。抽象的概念としての人権ではなく、毎日の暮らしの中で一人ひとりが互いの人権と自分の人権を区別しない、尊重しあうものとして認め合うことだと思います。

この意味で、佐倉市としても行政の役割と責任を明らかにするとともに、人権施策に方向性を与え、体系的な施策の展開をするために「佐倉市人権施策推進指針」を策定いたしました。

今後は、この指針を一つのみちびきの糸として、市民のみなさまとともに「光り輝く都市」づくりに力を注ぎ、一人ひとりが人として尊重し、尊重され、誇りを持って暮らしていける佐倉、と言えるよう努力を重ねて参りたいと思います。

市民のみなさまと手を携えて、ともに人権尊重・人権擁護の 21 世紀を創るため、市といたしましても最大限の努力をいたしますので、今後ともお力添えをお願いいたします。

1997年9月

佐倉市長 渡 貫 博 孝

I 策定にあたって

1 指針の策定まで

佐倉市では、「第2次基本構想」(1984年3月)において、まちをつくり文化を生み出す源は一人ひとりの人間であり、市民一人ひとりがまちづくりの「主人公」とであると位置付けています。

この「第2次基本構想」では、

- (1) ゆとりある水と緑のまちづくり(都市空間の整備と安全の確保)
- (2) あしたに躍動する調和のとれたまちづくり(産業の振興と環境の保全)
- (3) 安心と思いやりのある楽しいまちづくり(市民生活と福祉の向上)
- (4) 豊かな人間性をはぐくむまちづくり(文化と教育の向上)
- (5) 心のかような計画的なまちづくり(計画的な行財政運営)

という5つの柱を基本方針として、まちづくりを進めることとしています。

ここには、21世紀を見通した現代の課題の解決に向かう姿勢が現れています。つまり、環境・平和・人権という世界的な課題をわたしたちのまちから考える、ということです。

そして、1996(平成8)年3月22日、佐倉市議会において「人権尊重・人権擁護都市宣言」に関する決議が議決されました。市民一人ひとりが主人公であるまちづくりにむけて、この決議にもとづき、「人権尊重・人権擁護都市宣言」を1996(平成8)年度中に行う準備を進めました。この宣言を市民と佐倉市が手をたずさえ、より実効性のあるものとするため、この指針を手引きとしてとりまとめました。

2 現代の人権問題

第2次世界大戦後、人類は同じ誤りを繰り返さないため、「人権」については国家や民族を超えた特に重要な普遍の原理として、国際連合では多くの宣言・条約等の批准を構成国に求めています。

しかし一方で、人権問題と発展の権利をめぐる、いわゆる先進国と開発途上国との対立が目立っていることも事実です。富裕と貧困を考えたとき、開発途上国の犠牲によって先進国の富裕が成り立っている、という議論があります。これを市民生活の日常の中で考えることはとてもむずかしいことです。しかし多少視点を変えてみると、私たちの中に、開発途上国の人々に対する偏見や差別意識のあることに気がつきます。

これを含めて人権侵害という点から見直すと、地球上の多くの人々が戦争や飢餓により生存そのものを脅かされている、という事実もあります。日本国内でもいじめ、セクシャルハラスメント、外国人労働者に対する差別意識、アイヌの人々など少数民族の人々に対する差別問題、日本の歴史的過程でつくってきた在日韓国・朝鮮人の人々に対する差別問題、高齢者や障害者に対する差別問題、あるいはかつての従軍慰安婦の人々に対する扱い等、さまざまな人権侵害の存在していることが、当事者や関係団体から指摘されています。

また、人権意識の高揚や社会的な状況の変化に伴って、これまで見過ごされていたことが人権問題として顕在化したり、新たな人権問題となったりすることが当然あります。人権の保障は国家レベルでの対応は言うまでもなく必要ですが、私たち市民一人ひとりが人権感覚をみがいて、問題意識を持ちつづけて地域から取り組んでいくことが求められています。

3 基本理念

今、世界は軍縮をすすめ地球規模での「平和」の確保に大きく進んでいます。これと経済・社会の発展をどう合わせて進めるかということが課題になっています。これはさらに「平和」の範囲に含む考えもありますが、地球環境の保全も合わせて考える必要があります。

地球が 2 度の世界戦争で荒廃したとき、国連を中心とした「人権を保障する」普遍的な基準を作り、人類全体で守っていこう、という行動を生み出しました。

佐倉市では、1970(昭和 45)年の「佐倉市民憲章」制定を機会に、明るいまちづくりの基準を明らかにしました。これにもとづいてさまざまな人権の視点を考慮した施策を推進してきましたが、この人権を基底に据えた地域社会づくりをより進めるため、自治体として担うべき役割はより大きくなっていると考えました。このような経過の中で、1995(平成 7)年 8 月に、国際社会の一員として、世界の恒久平和を実現するため「平和都市宣言」を行いました。

この役割を果たす上で、日本国憲法はもとより国際的な人権の基準にしたがって市民のどれもが自己実現に向けての自分の努力を妨げられず、また、妨げることなく行える「平等・参画により共に生きる社会づくり」を基本理念に市民と共に努力していきます。

4 指針の性格

この指針は、人権の保障に関する行政の役割を明らかにして、職員一人ひとりが人権尊重の視点で行政を推進し、人権尊重の気風を地域に定着させていこうというものです。そのために、施策を推進するにあたって留意すべき事項を整理し、具体的な推進方策を明示しました。さらにこの指針は、実施計画や個別プランを補完するものです。

分野別の事項として「子ども」をはじめ 6 つの分野を取り上げています。もちろんこれだけで課題としての人権尊重・擁護の全体をカバーできるものではありませんが、これまで行政が福祉等で取り組んできた分野を、総括的な名称で掲げたものです。したがって、これ以外の分野にある問題についても、随時研究、検討を進め解決のための施策の実施をはかります。

また、この指針の「具体的施策」を改定する際にも、時代状況を適切に反映した施策が行われるように配慮します。

5 推進にあたって

この指針は、佐倉市が主体となって推進していくものとして策定しました。しかし佐倉市だけが人権問題に対応することには限界があります。市民全体で、あるいは県内各層の英知を集めて効果的な取組が行われる必要があります。さまざまな団体や個人の担う役割もあります。

この指針に盛った「具体的施策」は、人権尊重・人権擁護の行政をいかに進めていくか、という観点からの検討や研究事業も含まれます。これらの成果は、今後の佐倉市実施計画や個別プランに反映されるよう努めます。さらに各計画に反映した後に当然新たな課題が設定されます。そこで新たな「具体的施策」を提起していくという、継続化をはかります。

II 指針

1 人権の尊重が大切にされる地域づくり <共通事項>

(1) 人権意識の高揚と啓発

だれもが人権を尊重して生きる社会をめざし、人権意識の啓発に努めます。

- ◆ 佐倉市のみならず市民団体、企業などさまざまな場所で人権の啓発は推進される必要があります。佐倉市はそれぞれの実施主体が連携をとりやすいような条件の整備に努めます。
- ◆ 人権侵害の予防に努め、人権侵害事件の解決の道筋を考えていきます。
- ◆ 人権啓発のための資料収集と整備、市民団体等が交流や学習を行う拠点づくりの研究を進めます。
- ◆ 関係機関等と協力して、市民が自ら進める啓発の研究を進めます。
- ◆ 市民が主体となって進めていくため、委員会等の拡充をはかります。

(2) 人権重視の行政

佐倉市職員は人権感覚をみがき、常に人権の視点を重視して職務を遂行します。

- ◆ 常に自覚的に人権を重視して職務を遂行するため、人権尊重の視点で継続的に施策の点検をしていきます。
- ◆ 職員自らの人権意識を高めるため、人権に関する職員研修体制の充実に努めます。
- ◆ 佐倉市行政に、人権に関する市民の意識や意見を反映させる方策を検討します。

(3) 相談・協力・連携体制

問題の早期解決のため、相談体制を充実させます。

- ◆ 相談窓口の適切な配置に考慮するとともに、利用しやすい相談体制づくりに努めます。
- ◆ 人権関係諸機関、諸団体との密接な協力と連携を保ち、問題の早期解決に努めます。

2 一人ひとりがもっとも大切な自分自身を実現するために <個別事項>

○子ども

子どもの未来を考え、子どもの人権を尊重した施策を進めます。

- ◆ 「子どもの権利擁護を子どもとともに考える」ことを基本に、子どもの権利を大切にする施策に取り組めます。
- ◆ 地球上のあらゆる環境の子どもたちについて理解するための施策を進めます。
- ◆ 外国籍児童・生徒の人権について研究を進めます。
- ◆ 平和と人権について佐倉市独自の取組を研究します。

○高齢者

高齢者の幸福追及を高齢者とともに考え、自立を支援します。

- ◆ 高齢社会に向けて、高齢者が尊重される社会づくりの啓発を進めます。
- ◆ 保健福祉施策の充実に努めます
- ◆ 高齢者の権利擁護の研究を進めます。
- ◆ 高齢者がいままで築いてきた生活を大切にします。
- ◆ 加齢による心身の機能低下がそのまま社会的不利とならないよう努めます。

○障害者

障害者の自立と社会参加を支援します。

- ◆ 生活全体で障害者の自立と社会参加を支援する施策の充実に努めます。
- ◆ 障害者の権利擁護の方策を研究・検討します。
- ◆ 障害及び障害者に対する理解を深めるための啓発を進めます。

○女性・男性

男女平等の確立と女性の地位向上のための啓発を進め、市民と行政が協力しあいながら、男女共同参画社会の実現を目指します。

- ◆ 男女の性によって役割や生き方を固定的に捉える意識の解消を進めます。
- ◆ 学校教育、社会教育で、男女平等に基づく教育の推進に努めます。
- ◆ あらゆる分野への男女共同参画を促すため、その環境整備に努めます。
- ◆ 男女の自立と多様な生き方を可能にする条件整備に努めます。

○外国人市民

外国人市民が、市民社会の一員として暮らしやすく、活動しやすく、親しみやすい地域社会づくりに努めます。

- ◆ 外国人市民と日本人市民が、それぞれの文化、習慣などを学び、ともに理解しあえる関係の促進に努めます。
- ◆ 外国人市民を含めた中で、市民にとって快適な住みやすい環境づくりに努めます。

○同和地区住民

同和問題の早期解決に向けた努力をします。

- ◆ 人権関係諸機関、諸団体との密接な協力と連携を保ち、問題の早期解決に努めます。
- ◆ 啓発活動を推進します。
- ◆ 市民があらゆる機会に学習できる同和教育の推進に努めます。